

泉大津市子育て世帯訪問支援事業委託仕様書

- 1 業務の名称 泉大津市子育て世帯訪問支援事業
- 2 実施場所 市内利用者の自宅ほか
- 3 委託期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日
- 4 事業仕様

(1) 概要

泉大津市(以下「委託者」という。)は、上記実施場所において、上記業務を子育て世帯訪問支援事業登録事業者(以下「受託者」という。)に委託して実施するものとする。

事業実施にあたっては、「泉大津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」に基づくものとする。

(2) 委託内容

ア 業務内容

(ア) 訪問支援員の登録及び管理に関すること

(イ) サービスの提供及びサービスの利用回数の管理に関すること

(ウ) 訪問支援員が行うサービスの内容に関する知識、個人情報の適切な管理及び守秘義務等についての研修及び指導に関すること

(エ) 委託事業に関する報告書の作成及び提出(履行月の月末から10日以内)に関すること

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、サービスの実施に必要な業務に関すること

イ サービスの内容

子育て世帯が抱える不安や悩みを傾聴することのほか、次に掲げるとおりとする。

(ア) 食事の準備及び片付け、食材又は生活必需品等の買物、居室等の清掃、衣類の洗濯等の家事支援

(イ) 育児(授乳・食事、おむつ交換・着替え、沐浴・入浴等)のサポート、保育所等への送迎支援等の育児支援

(ウ) その他、子育て世帯訪問支援事業の目的を達成するために市長が特に必要と認める支援

ただし、次の場合は支援を行わないものとする。

(ア) 病児・病後児の保育

(イ) 対象世帯の利用者が不在の場合

(ウ) 感染症の患者が世帯員にいる場

ウ 対象者

本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯とする。なお、他の公的サービスを利用している世帯であっても本事業を利用できるものとするが、同日同時刻に複数の公的サービスは利用できないものとする。

(ア) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童がいる家庭

及びそれに該当するおそれのある家庭

(イ)保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(ウ)若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(エ)その他、事業の目的に鑑みて、市長が特に必要と認める家庭

エ 履行期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

オ 派遣事業者の決定

受託者の中から、利用者の希望を踏まえ、市が決定する。

カ 事業の実施時間及び回数等

(ア)実施日

月曜日から土曜日までで受託者が訪問支援員を派遣することができる日とする。

ただし、次に掲げる日においては、利用することができない。

a 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

b 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで。

(イ)実施時間

午前8時から午後6時までの間の2時間以内で、1時間を単位に1家庭あたり1日2回を限度とし、1月あたり8時間を上限とする。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(ウ)訪問支援員の派遣時間

a 1時間未満の端数がある時は、30分未満は切り下げとし、30分以上は1時間に切り上げる。

b 訪問支援員の派遣時間は訪問から辞去までの間の実質援助時間数とし、訪問支援員の食事や休憩時間は派遣時間に含まない。ただし、訪問支援員が利用者宅訪問前に当該世帯の援助を行う場合、開始時間は、事業所を出発した時刻とする。また、辞去後に当該世帯の援助を行う場合の派遣終了時刻は、事業所に到着した時刻までとする。

(3) 受託者の体制

受託者は、委託者の決定内容に基づく援助を提供できるよう、次の体制を確保すること。

ア 援助を提供する訪問支援員から、利用者についての相談があった場合、適切に対応できる体制の確保に努めること。

イ 訪問支援員は利用者宅を訪問する際、受託者が発行する身分証明書(職員証、名札等)を常に携帯し、必ず利用者に掲示すること。

ウ 訪問支援員は介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)等の資格を有する者とする。

なお、訪問支援員は次のいずれにも該当しない者とする。

(ア)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- (イ)法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ)児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
 - (エ)その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- エ 訪問支援員に対し、質を担保する観点から、以下の研修を実施すること。
- (ア)事業の目的、内容、支援の方法、記録の方法に関すること
 - (イ)個人情報の適切な管理、守秘義務に関すること
 - (ウ)事故防止に関すること(ヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの)
 - (エ)AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命に関すること
- ※希望される場合は本市消防本部による救命講習会(1または2いずれでも可)を受けることができます(直接お申込みください)。
- (オ)事業の実施に市が必要と判断した事項に関すること

(4) 緊急時の対応

受託者は業務の実施に伴い発生する緊急事態に対処するため、次の事項に留意すること。

- ア 利用者又は訪問支援員等の事故及び本業務の履行に支障を及ぼすような事態に備え、マニュアルの作成など、緊急時に迅速に対応できる体制を整備し、訪問支援員等に徹底させること。
- イ 本業務中に事故等が発生した場合、次の行動をとること。
 - (ア)医療機関などに連絡を取り、緊急対応をとること。
 - (イ)事故及び緊急対応の状況を泉大津市に報告し、その指示を受けること。
 - (ウ)事故報告書(任意様式)を作成し、泉大津市に提出すること。

(5) 苦情対応

受託者は、利用者等からの苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るため、利用者等の立場に立って、その苦情対応に努めること。

(6) 傷害・賠償責任保険への加入

受託者は、本業務を実施するに当たり、活動中の事故等に備え、傷害・賠償責任保険等へ加入すること。

(7) 委託料

単価契約(実績払)とし、以下の経費を含むものとする。なお、利用者の負担額が生じる場合は、その額を差し引いた金額とする。

- ア 訪問支援費 訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した時間につき、1時間当たり3,000円とする。
 - イ 交通費 訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した件数につき、1日当たり1,860円とする。
- ※1日の利用が複数の場合でも1件とする。

ウ 事務費及び管理費 1 世帯につき 1 月当たり 4,700 円とする。

※ただし、月に 1 件以上の利用がある月のみとする。

エ 本事業は第二種社会福祉事業のため消費税及び地方消費税は非課税とする。

オ キャンセル料の取扱いについて

利用者から訪問支援員派遣予定日の前日（この日が本事業を実施する除外日及び日曜日であるときは、その前日）午後 5 時を過ぎて派遣日変更等の連絡があった場合や利用日当日に不在の場合には、1,860 円を委託者に請求するものとし、利用回数として計上するものとする。

カ 利用者負担

利用者は、下記に掲げる費用については、受託者に支払うものとする。なお、下記に掲げる費用とは別に、食材料費、光熱水費、買い物に係る実費、支援に伴い要した交通費について負担するものとする。

階層区分	定義	1 時間当たりの金額
A	生活保護の世帯	無料
B	当該年度(4 月から 6 月までの間に利用する場合にあっては、前年度)において、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税を課されない世帯(A 階層に掲げるものを除く。)	300 円
C	当該年度(4 月から 6 月までの間に利用する場合にあっては、前年度)において、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額が 77,101 円未満である世帯(A 階層及び B 階層に掲げるものを除く。)	600 円
D	A 階層、B 階層及び C 階層以外の世帯	1,500 円

※ただし、妊婦及び 1 歳未満（原則利用日時点）の乳児がいる世帯については、初回のみ無料とする。

(8) 実績報告

受託者は、毎月 1 日から末日までの実績を 1 か月単位とし、翌月の 10 日までに、別添の「子育て世帯訪問支援事業実績報告書」を委託者に報告し、確認を受けるものとする。

(9) 守秘義務

受託者は、本業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守しなければならない。

受託者は、委託者から受けた本事業を提供するために必要な利用者情報とともに、本事業を提供する中で事業者が知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。

本守秘義務は事業者登録廃止後も同様に効力が継続するものとする。

ただし、以下の場合においては、本守秘義務はその限りではない。

ア 保護者や妊婦の同意がある場合

イ 利用児童の生命、身体及び財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合

ウ 法令又は規則その他これらに準ずる定めに基づき開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

(10) その他

本事業実施に当たり、この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して、その内容を定めるものとする。

